

『朝野群載』 卷二十六 校訂と註釈 (三)

朝野群載研究会

『朝野群載』 卷二十六校訂と註釈 (三) に寄せて

佐藤 信

今回、本『東京大学日本史学研究室紀要』誌の第二十一号(二〇一七年)・第二十二号(二〇一八年)に掲載した前々回・前回の「『朝野群載』 卷二十六 校訂と註釈」(一)・(二)に続けて、(三)を続編として掲載することになった。すでに(一)の冒頭に「『朝野群載』 卷二十六校訂と註釈に寄せて」として、『朝野群載』や朝野群載研究会の経緯について概略を書いたが、しばらく間があったこともあり、重複を恐れずここで改めて紹介しておきたい。

『朝野群載』は、十二世紀前半に三善為康(一〇四九―一一三九)が編纂した漢詩文・文書集である。編者の三善為康は、算博士を「家業」とする学者で、地方官も兼ねた実務官人でもあり、文人・浄土信

仰者としても名高かった。『朝野群載』以外にも、百科事典的な『掌中歴』や往生伝の『拾遺往生伝』『後拾遺往生伝』などを著しており、自ら往生者でもあった。

『朝野群載』は、序には全三十巻で永久四年(一一一六)成立とあるが、現存二十一巻中には長承元年(一一三二)の文書も収められており、編纂は継続したとみられる。巻一―三の文筆部の漢詩文に続けて、巻四以降では朝儀・神祇官・太政官から諸国雑事・諸国公文・諸国功過などにわたり、詔・官旨・官符・申文・起請などの文書例が配置されており、文書を取り扱う実務官人向けの教科書的内容となっている。とくに、諸国雑事・諸国公文・諸国功過など国司の地方行政に関する文書例を多く伝え、平安時代後期の地方行政の実態を知る上で貴重な史料である。

『朝野群載』の地方行政関係の巻二十二の校訂・註釈については、東京大学日本史学研究室での私の古代史料演習のゼミや朝野群載研究会での院生諸君との共同研究成果を、かつて『東京大学日本史学研究

室紀要』の第十一号〜第十七号（二〇〇七〜二〇一三年）に『朝野群載』巻二十二 校訂と註釈（一）〜（七）として連載し、さらにそれを再検討して索引を付し佐藤信監修・朝野群載研究会編『朝野群載 巻二十二 校訂と註釈』（吉川弘文館、二〇一五年）として公刊した。幸い、同書は諸方から古代地方行政研究上有益との励ましの言葉をいただいた。

ここまでの『朝野群載』巻二十二の校訂・註釈の経緯については、佐藤信「『朝野群載』校訂と註釈に寄せて」（『東京大学日本史学研究室紀要』第十一号、二〇〇七年）や佐藤信「序」（『朝野群載 巻二十二 校訂と註釈』吉川弘文館、二〇一五年）に記したので、ご覧いただきたい。

二〇一五年の『朝野群載 巻二十二 校訂と註釈』公刊後、一段落感もあり、朝野群載研究会参加院生にも学窓を離れる者も多くなったなかで、在籍する院生諸君の要望を受け、改めてゼミで『朝野群載』の巻二十二に続く巻二十六「諸国公文中」（巻二十三〜二十五は欠本）を対象に取り上げることにした。二〇一六年度からゼミで扱い、朝野群載研究会も継続して、その研究成果が前回の「校訂と註釈」（一）（二）につながった。その後、私の東京大学定年退職があり、次に勤めた人間文化研究機構の仕事の都合から研究会が催せず間があいてしまったが、この度改めて現在の院生諸君と研究会を再開して、かつてのゼミの成果も一部取り込んで（三）としてまとめることが出来た。コロナ禍のもと研究会開催にも困難がともなったが、巻二十六についてひと通りまとめることができたと考えている。

前回に続けて今回も、底本の翻刻をお許しいただいた国文学研究資料館をはじめ、校訂に写本を使わせていただいた諸御所蔵者、また便

宜を図っていただいた東京大学史料編纂所田島公教授に、厚く御礼申し上げます。なお、「本文編」「註釈編」（本文、校訂註、補注、書き下し、註、文書の位置づけ・機能、関連史料、参考文献）からなる全体の構成や内容は変わらないが、凡例については『朝野群載 巻二十二 校訂と註釈』にならいつつも、新しく追加し改めた点もある。今回の研究会メンバーで執筆担当者は、以下の大学院博士課程院生等であり、内容は共同研究の成果である。

西本哲也、井上翔、安洪賢、古田一史、櫻聡太郎、杉田建斗

凡例

本稿は、『東京大学日本史学研究室紀要』第二十一号（二〇一七）・第二十二号（二〇一八）にて発表された『朝野群載』卷二十六校訂と註釈（一）・（二）の続編である。底本にはこれまでと同じく人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵の「山城国京都三条西家文書『朝野群載』卷廿六・廿七」（請求記号23A/00238-007）を用いている。このほか記述の凡例、および校訂に用いた対校本については、いずれも（一）において詳細に記しているため、そちらを参照されたい。以下、本稿における凡例の追加部分のみを記す。

三 註釈編

3 註

- ・本稿においては、『延喜交替式』の引用に際して、便宜のため早川庄八「交替式の基礎的研究」（『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七、初出一九六八）の条文番号を用いた。
- ・本稿においては、引用史料の略称について、新たに次の事例を追加した。

国立歴史民俗博物館所蔵・廣橋家旧蔵本「弁官補任」：廣橋本
『弁官補任』

『大日本古文书』石清水文書○号文書：石清水一〇

- ・なお、廣橋家旧蔵本「弁官補任」（資料番号H33-553）はデータベースにききく内の館蔵資料データベースにて画像を閲覧した。

本文編

②3 国司申交替使解文書様

申交替使

其國司解 申請 官裁事

請特蒙 官裁、被下遣檢交替使實録官物状

右謹檢案内、前司從五位下守其臣姓名卒去已了。回茲新司着任之後、

任式條欲始行交替務之處、無人分附不能受領。望請 官裁。被下遣朝

使、令檢交替之務、將致受領之勤。仍勒事状、謹請 官裁。謹解。

年月日

②4 申交替使文

申交替使文^{申上奏}

無續文

天曆七^一六月十三日 宣旨云、前司卒去之國、待後司之申請、有遣

檢交替使。而申請之間、早晚任意、所請只在前司同任。空送年月、

如忘朝憲。官物依其暗減、公損為之自成。論政途、理不可然。宜准

申不動倉鈎匙之例、拜除之後、在京之日、令言上定遣詔使。自今以

後、立為恒例者。

②5 申前司同任国司解文

申前司同任国司解文

令停遣檢交替使、任前前司守臣姓名受領定數、令前司同任分付受領、

合官物若干数状

②6 陸奥守藤原朝元為勤交替申前司文

為勤交替申前司

從四位下行陸奧守藤原朝臣朝元誠惶誠恐謹言

請被殊蒙 天裁、下遣前司守從四位上平朝臣孝義、令勤仕交替政狀
右朝元、謹檢案内、交替之政、前吏為本。分付官物、文書為先。朝元
正月廿四日拜任、七月十四日首途。孝義朝臣同月廿六日參洛已了。朝
元早隨着任、相會誰人、檢知官物、沙汰公文。望請、天裁。被下遣
孝義朝臣、令勤仕交替政。將令分付官物。朝元誠惶誠恐謹言。

長元二年八月二日從四位上行陸奧守藤原朝臣朝元

⑳ 国司任先例申交替解文書樣

任先例申交替使

某国司解 申請官裁事

請殊蒙 官裁、曰准先例、給檢交替使、行交替政狀

右新司守正四位下行某姓名、去某月日拜任、同年月日着任。欲行交替、
無人分付。謹檢案内、前吏卒去之國、申請詔使之例、古今已存、不違
毛拳。望請 官裁。被給檢交替使、將行交替。仍錄事狀、謹解。

年 月 日 正六位上行日

參議正三位左兵衛督兼守藤原朝臣正六位上行掾

正四位下行權守源朝臣

正六位上行介姓

㉑ 河内国司以前司同任官人申實錄國內官物等解文

以前司同任官人申實錄國內官物等

河内國司解 申請 官裁事 宣旨云依請

請曰准前例、不給檢交替使、任前司從五位下菅原朝臣某受領定數、

以前司同任官人、實錄國內官物狀

右謹檢案内、前司從四位上善滋朝臣為政、不勤交替。左右遁避、其身

既卒、無人分付。須任先例、申請 檢交替使。而此國凋弊難治第一也。
檢交替使下向之時、供給雜事、觸事多煩。以前司同任實錄官物、前例
多存。望請 官裁。曰准先例、不給件使、以前司同任官人、實錄國內
官物、將省部內之煩。仍注事狀、謹請 官裁。謹解。

長久四年七月八日 目闕

從四位上行守藤原朝臣 正六位上行大掾大中臣朝臣

㉒ 停遣檢校交替使官符

停遣檢交替使官符

太政官符 備前國司

應停遣檢交替使、依前司藤原朝臣景齋受領定數、令同任國司分付受
領雜官物事

右得彼國去治安二年十一月廿三日解狀稱、新司守從四位下行源朝臣經
相、治安二年正月廿八日任、同年三月五日着任。依例欲勤行交替政之
間、前司權守從四位上藤原朝臣景齋、白地請身假入京。相待下向之程、
同年六月十一日依身病、忽以出家。國內官物、無人分付、徒送年月。
方今檢諸國之例、可令任用之官人、勤行交替政之由、裁許近在。望請
官裁。曰准諸國例、令前司同任權介行信等、景齋朝臣受領定數、分
付受領國內官物、及神寺官舍等、將倭後任之勘會者。右大臣宣、奉
勅、依請者、國宜承知、依宣行之、符到奉行。

左中辨源朝臣 左大史大宅真人

萬壽二年五月三日

③〇飛驒国司令書生分付官物解文

飛驒國司解 申請 官裁事 宣旨云依請

請被回准先例、令書生分付官物状

右謹檢案内、守從五位下橘朝臣惟通、萬壽三年十月廿六日任、同四年七月廿五日着任。爰檢交替使、去年十二月十四日被定遣了。方今交替之政、以任用之吏勤行。是諸國例也。而此國代々無有任用。僅所在書生一兩也。然則交替使下向之日、以誰人將行此政。望請 官裁。回准先例、早被裁下。將勤行交替之政。謹解。

長元二年二月廿三日

從五位下行守橘朝臣

③①檢伊予国交替使進上実録帳解文

檢伊豫國交替使解 申進上實録帳事

合壹卷

右依太政官去五月三日符、從同年七月十五日限内勘録、言上如件。謹解。

治安二年十月廿八日 主典明法生正六位上伴朝臣俊通

③②免能登前司返抄宣旨

應改先宣旨、以前司任終康和五、當任長治元二嘉承元二天仁元二天

永元二并九箇年返抄勘公文事

右得能登守高階朝臣時章今月十七日奏状備、謹檢案内、去年令欲勘濟公文之處、前司守藤原朝臣基兼任中卒去之間、任終年返抄不能尋得。仍可用當任返抄之由、申請之處、今月六日依請被下 宣旨。隨即依先例、去年濟物等令弁濟之處、尚稱前司任終未濟之由、敢不放返抄者、

如本請加前司任終欲勘濟公文。望請天裁、回准先例、被裁許者、將省勘濟公文之煩者。權右中辨藤原朝臣實行傳宣、權中納言藤原朝臣宗忠宣、奉 勅、改先宣旨、依請者。

天永四年正月廿六日 左大史小槻宿祢 (奉)

少録大江貞康申 (天永四年 / 正月廿七日)

朝野群載第廿六

◎奥書

(本云)

一校了 (花押)

註釈編

②3 国司交替使解文書様

申交替使

其国司解⁽¹⁾ 申請⁽²⁾ 官裁事

請特蒙⁽³⁾ 官裁、被下遣檢交替使實録官物状

右謹檢案内、前司從五位下守其臣姓名卒去⁽⁴⁾了⁽⁵⁾了⁽⁶⁾了⁽⁷⁾了⁽⁸⁾了⁽⁹⁾了⁽¹⁰⁾了⁽¹¹⁾。回茲新司着任之後、

任式條欲始行交替務之處、無人分附不能受領。望請⁽¹²⁾ 官裁。被下遣朝

使、令檢交替之務、將致受領之勤。仍勒事状、謹請⁽¹³⁾ 官裁。謹解⁽¹⁴⁾。

年月日⁽¹⁵⁾

- (13) 仍…「依」(伴・大)
- (14) 勒…「勤」(底・東)
- (15) 謹…「許」(底・葉)
- (16) 日…下に細字で「同」(東)

【書き下し】

交替使を申す⁽¹⁾

其の国司解し 申し請ふ 官裁の事

特に 官裁を蒙り、檢交替使を下し遣はされ官物を実録することを請ふ状

右謹みて案内を検するに、前司從五位下守其臣姓名卒去すること已に

了ぬ。茲に因り新司着任の後、式条に任せ交替の務を始め行はむと欲

するの処、人の分付する無く受領すること能はず。望み請ふらくは

官裁を。朝使を下し遣はされ、交替の務を検せしめ、將に受領の勤を

致さむとす。仍て事状を勒し、謹みて 官裁を請ふ。謹みて解す。

年月日

【校訂註】

- (1) 其…「某」(大)
- (2) 官…闕字せず(大)
- (3) 特…「殊」(伴・大)
- (4) 其…「某」(伴・大)
- (5) 臣…「臣」(上に「朝」を朱補、「官」と朱傍書)(伴、「朝臣」(大)
- (6) 姓…「始」(底・紅・東)、「始」(「姓歟」と傍書)(葉)、「始」(「姓」と傍訂)(伴)
- (7) 姓名…細字とす(大)
- (8) 名…抹消符あり(伴)
- (9) 卒…下に「名」(抹消)あり(葉)
- (10) 了…「々」(「畢」と傍書)(伴)、「畢」(大)
- (11) 回…「目」(東)
- (12) 交…「吏」(「交」と傍訂)(伴)

【註】

(1) 交替使 国司が任期中に死亡するなどして新任国司と前任国司の間で分付受領が行えない場合に、新任国司が任命後に太政官に申

請し派遣される臨時官のこと。事書の檢交替使も同じ。一般に使

と主典から構成された。【文書の位置づけ・機能】 参照。

(2) 官物を…ること 檢交替使が、前司に代わって留国官物を記録し、

檢交替使帳(交替帳、檢交替使実録帳などともいう)を作成する

ことを指す。【文書の位置づけ・機能】 参照。

- (3) 従五位下守 官位相当では国司の守が従五位下であるのは上国。
- (4) 式条 国司交替についての交替式の条文のことか。『延喜交替式』では、国司交替についての直接の規定が10・12・13条にあり、一二〇日以内に交替を終えることが定められていた。
- (5) 人の分：能はず 前任国司が死去したために、前任国司による分付と新任国司の受領という交替業務を行えないこと。
- (6) 朝使 朝使は一般に、朝廷から派遣される使者のこと。ここでは検交替使のこと。検交替使は『三代格』卷十二・天長二年（八二五）五月十日太政官符で詔使の例に準じて扱うことになった。また、撰関期以降「詔使」は基本的に検交替使を指すこととなったとされる。

【文書の位置づけ・機能】

国司の交替では、新任国司（以下「新司」）が現地に赴任した上で、前任国司（以下「前司」）が書類などを新司に渡し（分付）、それを新司が受け取る（受領）手続きが行われ、その後、新司が前司に過失がないかを確認し、過失がなければ解由状、過失があれば不与解由状を発給する交替政が行われた（解由状については①～⑤文書参照）。それを前提として、前司が死去したのちに赴任した新司が、前司が死亡して分付・受領の交替手続きを行えないために中央からの検交替使の派遣を申請する文書の書式を示したのが本文書である。

史料上、検交替使の初見とされるのは『三代格』卷十二・天長二年（八二五）五月十日太政官符である。しかし、「越中国官倉納穀交替帳」にみえる大同二年（八〇七）時点の采女佐正八位上多治真人真成らについても、吉岡眞之氏・佐々木恵介氏などは検交替使の実例とし

て扱ってよいとするため、その場合には初例は遡ることになる（史料上にみえる検交替使については【表】参照）。

本文書では、新司が着任後に交替手続きを行えないことを理由に検交替使派遣を申請しているが、やりとりに時間がかかるという理由で天曆七年（九五三）六月十三日宣旨（②文書）で在京の間に新司が派遣申請を行うように定められた。

申請を受けた太政官では所定の手続きで検交替使が選任され、大臣が使を、大弁が主典を選定する。壬生本『西宮記』にみえる手続きについては神戸航介氏の整理があり、八・九世紀の朝使派遣に遡る要素があることが指摘される。また神戸氏は検交替使の人選に恣意が介入していたこと、彈正台の官人を任用する際に特殊な手続きがあったことを述べる。

検交替使は現地にて、前司同任国司とともに留国官物を調査・確認し、検交替使帳といわれる文書をまとめた。この検交替使帳は延喜交替式47条にも不与解由状・令任用分付実録帳などと並べて記され、「欠失細田」を記すことが規定されていた。また、十三世紀と時代は下るものの「筑後国検交替使実録帳」とされる文書には検交替使と前司同任国司の署名がみえ、吉岡氏により詳細な検討が加えられている。神戸氏が指摘するような検交替使の新司による人選の恣意性に加え、発遣から復命まで長期間を要することもあり、『別聚』承平七年（九三七）九月八日宣旨には検交替使の赴任の程限が定められたことがみえるが、実際には効果は薄かったらしい。

その後は『西宮記』にみえるように、天徳四年（九六〇）までには、検交替使を派遣せず、新司と任用国司の間で分付を行う令任用分付方式へと変化していくこととなった。令任用分付方式では、令任用分付

実録帳という帳簿が作成されており、それを通して中央による統制が行われたのであろう。

最後に、書式を示す本文書が『群載』に掲載された理由を見ておきたい。検交替使の派遣は十一世紀以降にもみられるので【表】、全てが令任用分付方式に変化したわけではないが、②文書の規定通りに運用が行われていたとすると、在京時に申請が行われていたはずである。しかし、⑦文書も本文書と同様に、国司が着任後交替業務を行おうとしても、分付すべき人がいないことを理由に検交替使の派遣を申請したものである。⑦文書は、単に不在を理由としているため、死去によるものとは断定できないが、検交替使の発遣について、「因_三准先例_二して行うことを要求し、発遣を「前史卒去之_三国、申_三請詔使_二之例、古今已存、不_レ違_三毛_二拳_一」とすることから、(文飾があったとしても)多くの先例が意識されるほどには検交替使が発遣されていた時代のものといえるだろう。⑦文書が十一世紀初頭から前半のもの(⑦文書註②参照)だとすると、本文書は先例などを根拠として挙げていないことから比較的古い時代の文例だったものといえるのではないか。また、本文書と⑦文書とは国司不在という点で共通するにもかかわらず『群載』に収録されたのは、①⑤文書の解由と同様に、一つの政務手続きについて、実態の如何に関係なく一連の文書を集めようとしたためであろうか。

【関連史料】

「越中国官倉納穀交替帳」(石山寺資料叢書〈史料編第一〉、平・二〇四)

【参考文献】

吉岡眞之「検交替使帳の基礎的考察」(『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四、初出一九七五)、佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の側面」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八、初出一九八九)、神戸航介「平安時代の検交替使と朝使」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二二八、二〇一九)、橋本剛「古代日本における地方行政監察使の特質」(『ヒストリア』二八三、二〇二〇)
(西本 哲也)

②4 申交替使文

申交替使文(申一上奏)⁽¹⁾

無續文

天曆七_一六月十三日 宣旨云、前司卒去之_三国、待後司之申請、有遣_二検交替使_一。而申請之間、早晚任意、所請只在前司同任。空送年月、如忘朝憲。官物依其暗減、公損為之自成。⁽⁷⁾論政途、理不可然。宜准_二申不動倉鈎匙之例_一、拜除之後、在京之日、令言上定遣詔使。自今以後、立為恒例者。⁽⁸⁾

【校訂註】

- (1) 一上：「下一」(紅)、「下上」「下を」「二」と傍訂し、「下一」と朱傍書(伴)
- (2) 一：「年」(紅・伴・大)
- (3) 宣：闕字せず(紅・東・伴)
- (4) 国：「国」「國」と傍書(伴)、「間」(大)
- (5) 意：「竟」(東)
- (6) 所：「前」「所」と朱傍書(伴)

【表】史料上に見える検交替使

	派遣国	長官	主典	出典	備考
大同2年(807)	越中	采女佐(佑)	藤孫	越中国官倉納穀交替帳	
大同3年(808)	越中	刑部少判事	藤孫	越中国官倉納穀交替帳	
延喜21年(921)	甲斐		算生	『符宣抄』第六	
天慶元年(938)	尾張	文章生		『世紀』	
天慶2年(939)	常陸	彈正少忠		『世紀』	
天慶4年(941)	常陸	彈正少忠	明法生	『世紀』	天慶2年交替使の返事か
天慶5年(942)	上総	勘解由判官		『世紀』	
天曆6年(952) か	和泉	刑部少丞		『符宣抄』第八	康保4年12月1日宣旨
康保元年(964)	遠江		宮内少録	『符宣抄』第八	
〃	飛驒		算生	〃	
〃	下野		中務少録	〃	
正暦元年(990)	美濃	典基助	大舍人属	『世紀』	
正暦年間(990～995)	陸奥	主計頭		『北山抄』卷十	
長保年間(999～1004)	安芸	少判事		『北山抄』卷十	
11世紀初頭	上野	少判事	算生	上野国交替実録帳	
治安2年(1022)	伊予		明法生	③文書	
治安3年(1023)	常陸	大学允		『小右記』	病で派遣されず
治安3年(1023)	常陸	修理進		『小右記』	
万寿元年(1024)	駿河	彈正忠		『小右記』	候補となったのみ
万寿2年(1025)	駿河	大舍人允		『小右記』	服喪で交替
〃	駿河	東市佑		『小右記』	
長元元年(1028)	常陸	内膳典膳		『左経記』	代官
長元2年(1029)	-	式部丞		『小右記』	先例の参照(「伊予国使」の ための先例)
〃	-	兵部丞		〃	
〃	-	彈正忠		〃	
長元5年(1032)	長門	内膳典膳	内膳属	『小右記』	
仁治2年(1241)	筑後	大宰大監			

※佐々木惠介1989、橋本剛2020により作成。／※は史料上の日付

- (7) 忘…「忌」〔忘〕と傍書（伴）
 (8) 暗…「曙」〔暗〕と傍書（伴）
 (9) 自…欠（紅）、「与」（東）
 (10) 論…「論」〔下に「之」を補〕（伴）、「論之」（大）
 (11) 政…「改」〔政〕と傍訂（伴）
 (12) 動…「勤」〔動〕と傍書（伴）
 (13) 鈎匙…「餉起」（紅・東）、「餉起」〔鈎匙〕と傍書（伴）
 (14) 日…「日」〔日〕と朱傍書（伴）
 (15) 令…「早令」（大）
 (16) 自今…「自三」（紅）、「自」〔上に「以」を補うも抹消。下に「今」を補〕（伴）
 (17) 以…脱（紅）、「王」〔以〕と傍書（伴）
 (18) 立…欠（底）

補註

『別聚』所引天曆七年（九五三）六月十三日宣旨は本文書と同内容の宣旨である。参考までに引用しておく。テキストは新訂増補国史大系本をもとに、国立歴史民俗博物館所蔵「符宣抄別本」（資料番号…H03-52）で補訂した（画像はデータベースれきはく公開のものを参照。字体は常用字体に統一した）。

左大臣⁴弁大江朝臣綱伝宣、左大臣宣、奉 勅、前司卒⁵□之國、待後司之申請、有遣檢交替使。而申請之間、早晚任意、所請只在前司同任。空延⁶年月、如忘朝憲。官物依其暗減、公損為之自成。論之政途、理不可然。宜准申不動倉鈎匙之例、拜除之後、在京之日、令言上定遣詔使。自今以後、立為恒例者。

延曆七年六月十三日大史阿蘇宿祢広遠奉
 また、同宣旨は『西宮記』臨時一（甲）（定遣檢交替使事）の裏書（『神道大系』）にもみえる。

天曆七年六月二日庚戌、依左閣伝、令諸卿定申。不待国司申請、可差遣交替使事、下官又仰、定申遠江交替使忠度申文。同十三日、宣旨傳、前司卒去之國、待後司申請、有遣檢交替使。而申請之間、早晚任意、所請只在前司同任。空延年月、如忘朝憲。官物依其暗減、公損為之自成。論之政途、理不可然。宜准申不動倉鈎匙之例、拜除之後、在京之日、早令言上定遣詔使。自今以後、立為恒例。〈左大臣朝綱、史阿蘇広遠〉

右の二史料を参考にしつつ、『群載』諸写本の文言を重視する方針で校訂案は作成した。なお、『北山抄』卷十・吏途指南（前司卒去国申停交替使事）にも本文書に関わる記述がみえる。

【書を下つ】

交替使を申す文¹（上に申し奏す） 続文無し²
 天曆七³六月十三日 宣旨に云はく、前司卒去の國、後司の申請を待ちて、檢交替使を遣はすこと有り。而るに申請の間、早晚意に任せて、請ふ所³前司同任に在り。空しく年月を送り、朝憲を忘るることし。官物其れに依りて暗減し、公損之が為め自ら成る。政途を論ずるに、理然るべからず。宜しく不動倉鈎匙を申すの例に准じ、拜除の後、在京の日、言上せしめて詔使を定め遣はすべし。自今以後、立てて恒例と為よ、てへり。

【註】

- (1) 一上に申し奏す 後任国司（以下「後司」）が檢交替使の派遣を申請すると、一上に申文が提出され天皇に奏上されたと考えられている。『西宮記』臨時一（甲）（定交替使事）に「大臣奏聞。〔有〕申文。」、『北山抄』卷第七・都省雜例（申一上雜事）や「九条年中行事」申一上事に「申請交替使事、〔外国、〕」とみえる。『続文無し 神戸航介氏によると、後司の檢交替使派遣申請の申文に先例を記した紙を継がない意。
- (2) 前司同任 佐々木恵介氏によると前司同任の任用国司のこと。
- (3) 不動倉鈎匙 諸国不動倉の鈎匙は天平宝字七年（七六三）以後、朝廷に納められることになった（『続日本紀』天平宝字七年三月丁卯条など参照）。国司の交替に際しては、後司が鈎匙の交付を太政官に申請し、不動倉の開検を行っていた（延喜交替式65条、『三代格』卷八・寛平九年（八九七）五月十三日太政官符）。卷十二②〇文書は後司の解の具体例である。その後補部分には「案之、拜任受領之吏、在前申請文也。付官申納言。」と記されており、後司は「在前」（在京時の意味か）に申請を行っていたことがわかる。これが檢交替使の派遣申請時にも適用されたと考えられる。『北山抄』卷第七・都省雜例（申大中納言雜事）の「申請不動鈎匙事」に「或記云、前司卒去国、申定交替使之後令申者。」とみえるのも参考になる。
- (5) 詔使 ここでは檢交替使のこと。同使は詔使の一つである（『三代格』卷十二・天長二年（八二五）五月十日太政官符）。

【文書の位置づけ・機能】

新訂増補国史大系本『群載』では本文書(24)及び25文書を「申交替使文」として一括するが、25文書は令任用分付方式（詳細は25文書の【文書の位置づけ・機能】を参照）の申請に関わる解文の様式であり、「申交替使文」に含むのは正しくない。また、本文書の内容は檢交替使の派遣申請期日を定めたものであって、「申交替使文」、すなわち後司が檢交替使の派遣を申請する文書の様式としては、本文書より23文書の方が相応しい。葉室本では23・25文書の冒頭に合点を付す一方、24文書冒頭に合点を付しておらず、23・24文書が一体の内容のものと考えられていた可能性がある。しかし、東山本が合点を、伴本が「○」を23・25文書の冒頭に記すように、三文書をそれぞれ別個の史料と捉える理解も可能である。本稿では後者の理解に従い24・25文書をそれぞれ独立の文書として扱った。

檢交替使とは前任国司（以下「前司」）（受領）が死亡した際に、後司の申請を受けて朝廷より派遣される詔使のことをいう（23文書の【文書の位置づけ・機能】を参照）。『西宮記』裏書（前掲「補註」）によると、天曆七年（九五三）六月二日、後司の申請を待たずに檢交替使を派遣することについて諸卿が議論し、同月十三日に本文書と同内容の宣旨が出されたという。本文書は、檢交替使が前司卒去の国の後司の申請により派遣されることを前提としている。後司が前司同任（前司任用国司）との交替を申請するため、官物の損耗などが生じていることを指摘し、国司任命後は在京の間にすみやかに申文を提出し、詔使（檢交替使）を派遣するよう命じている。

橋本剛氏は国司交替監察制度の整備という点から、本文書を檢交替使が十世紀半ばに整備されたことを示す史料として評価している。一

方、諸研究において本宣言の実効性は疑問視されており、検交替使の派遣よりも令任用分付方式による交替が主流になっていくと考えられている。

【関連史料】

『別聚』天曆七年六月十三日宣言、『西宮記』臨時一（甲）（定遺検交替使事）の裏書

【参考文献】

吉岡眞之「検交替使帳の基礎的考察」〔『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四、初出一九七五〕、福井俊彦『交替式の研究』（吉川弘文館、一九七八）、佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の一側面」〔『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八、初出一九八九〕、虎尾俊哉編『訊注日本史料 延喜式 中』（集英社、二〇〇七）、佐藤信監修・朝野群載研究会編『朝野群載 卷二十二 校訂と註釈』（吉川弘文館、二〇一五）、神戸航介「平安時代の検交替使と朝使」〔『国立歴史民俗博物館研究報告』二一八、二〇一九〕、橋本剛「古代日本における地方行政監察使の特質」〔『ヒストリア』二八三、二〇二〇〕

（杉田 建斗）

②⑤ 申前司同任国司解文

申前司同任国司解文

令停遺検交替使、任前前司守臣姓名受領定数、令前司同任分付受領、合官物若干数状⁽⁴⁾

【校訂註】

- (1) 前…「々」（紅・東・伴・大）
- (2) 臣…「臣」〔上に「某朝」を朱補。「臣」と傍書し、そこに「官」と朱傍書〕（伴、「某朝臣」）（大）
- (3) 姓名…「姓名」〔抹消符あり〕（伴）、細字とす（大）
- (4) 官…「官」（伴）

【書を下し】

前司同任を申す国司の解文

検交替使を遣はずを停めしめ、前前司守臣姓名の受領定数に任せて、前司同任をして合はせて官物若干数を分付受領せしむる状

【文書の位置・機能】

前司（受領）が死亡した場合、後司の申請を受けて検交替使が派遣され交替を行うやり方と、本文書が示すように検交替使を派遣せず、前司が前々司より受領した定数をもとに、前司同任（前司任用国司）と後司との間で分付受領を行うやり方とがあった。後者は佐々木恵介氏により「令任用分付方式」と名付けられている。これは、太政官符により実施が命じられた後、官物などの無実・有実をまとめた令任用分付実録帳を作成し、前司同任と後司との間で交替を行うものである。同帳は朝廷に提出され勘解由使の勘を受けた（延喜勘解由式1状帳条・2奏式条などを参照）。

【参考文献】

菊地礼子「令任用分付実録帳と交替実録帳」〔『古代文化』二七・四、

一九七五)、吉岡眞之「檢交替使帳の基礎的考察」(『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四、初出一九七五)、佐々木恵介「撰闕期における国司交替制度の一側面」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八、初出一九八九)、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式 下』(集英社、二〇一七)

(杉田 建斗)

〔26〕陸奥守藤原朝元為勤交替申前司文

為勤交替申前司

從四位下行陸奥守藤原朝元誠惶誠恐謹言

請被⁽¹⁾殊蒙 天裁、下遣前司守從四位上平朝臣孝義、令勤仕交替政状⁽²⁾右朝元、謹⁽³⁾檢案内、交替之政、前吏為本。分付官物、文書⁽⁴⁾為先。朝元正月廿四日拜任、七月十四日首途。孝義朝臣同月廿六日參洛⁽⁵⁾了。朝元早⁽⁶⁾隨着任、相會⁽⁷⁾誰人、檢知⁽⁸⁾官物、沙汰⁽⁹⁾公文。望⁽¹⁰⁾請 天裁。被下遣⁽¹¹⁾孝義朝臣、令勤仕交替政。将⁽¹²⁾令分付⁽¹³⁾官物。朝元誠⁽¹⁴⁾—————⁽¹⁵⁾。
長元二年八月二日從四位上行陸奥守藤原朝元朝元

【校訂註】

- (1) 請…「諸」「請」と傍書 (伴)
- (2) 交…欠(紅)
- (3) 謹…欠(底)、「斗」「謹」と傍書 (葉)、「斗」(紅)、「年」(東)、「斗」「謹」と朱傍訂 (伴)
- (4) 文…「之」(底・葉)、「父」「文」と傍書 (伴)
- (5) 臣…脱(紅・伴)
- (6) 已…「三」「已」と傍訂 (伴)

- (7) 了…「ノ」「了」と傍書 (伴)
- (8) 隨…「驅」「隨」と傍書 (葉)、「隨」と傍書 (伴)
- (9) 文…「文」「下」「哉」を朱補 (伴)、「文哉」(大)
- (10) 天…闕字せず(紅・伴)
- (11) 臣…「卜」「臣」と傍書 (伴)
- (12) 分…欠(底)
- (13) 朝元…欠(紅)

誠恐謹言」(大)

(14) —————「—————」(「惶誠恐謹言」と重書) (伴)、「惶誠恐謹言」(大)

(15) 上…「一」(紅)

(16) 守…脱(底・葉・紅・東)、脱「守」を補 (伴)

【書を下し】

交替を勤めむがため前司を申す
從四位下行陸奥守藤原朝元誠惶誠恐謹言す

殊に 天裁を蒙り、前司守從四位上平朝臣孝義を下し遣はし、交替政を勤仕せしめられむことを請ふ状

右朝元、謹みて案内を檢するに、交替の政は、前吏を本と為す。官物を分付するは、文書を先と為す。朝元正月廿四日拜任し、七月十四日首途す。孝義朝臣同月廿六日參洛すること已に了ぬ。朝元早く着任に隨ふに、誰人に相会ひ、官物を檢知し、公文を沙汰せむや。望み請ふらくは 天裁を。孝義朝臣を下し遣はし、交替政を勤仕せしめられむことを。將に官物を分付せしめむとす。朝元誠—————。

長元二年八月二日從四位上行陸奥守藤原朝元朝元

【註】

- (1) 従四位下行陸奥守藤原朝臣朝元 藤原実方の子で、長元四年（一〇三二）十月に卒去（「分脈」）。
- (2) 従四位上平朝臣孝義 寛仁元年（一〇一七）十月二十日に散位としてみえるのが史料上の初見で（『小右記』同日条）、万寿元年（一〇二四）三月二十五日に守として陸奥国に赴任する（『小記目錄』同日条）。
- (3) 首途 出発。ここでは任国の陸奥に下向すること。
- (4) 誠一 文書の書留文言で「誠惶誠恐謹言」の略。
- (5) 従四位上 ここは「従四位上」となっており、本文書冒頭の「従四位下」と食い違っている。『分脈』では「従四下陸奥守」とあるので、「上」は「下」の誤りか。

【文書の位置づけ・機能】

交替政とは、前任国司（以下「前司」と）と後任国司（以下「後司」と）の間で行われる分付受領のこと。国司の交替は秩滿解任・遷任・遭喪・卒去などの場合があり、それぞれの際に行われた交替政の形が異なる。延喜交替式11条によれば、前司と後司との間で分付受領が行われる際には、まず国衛保管の各公文と現物とが照合され、これらの公文の記載と一致する場合は後司から前司に解由状が与えられた。一致しない場合は欠負・未納・破損・犯用などの問題を明記し、前後司がともに署名して、不与解由状が作成される。

しかし、前司が後司から解由状を与えられるか不与解由状を与えられるか決定する以前に、旧任地を離れたり、後司の作成した不与解由状が前司に不利であるという理由のため通避して署名しなかったりする

場合もある。本文書も新しく着任した陸奥守である藤原朝元が交替政を済ませようとしますが、前司平孝義がすでに都に戻って、朝元が単独で交替政を行えないので、孝義の陸奥への下向を請求したものである。本文書は書出と書留文言に「誠惶誠恐謹言」がみられ、書状の形式である。

【関連史料】

延喜交替式11条

【参考文献】

福井俊彦『交替式の研究』（吉川弘文館、一九七八）、佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の一側面」（『日本古代の官司と政務』（吉川弘文館、二〇一八、初出一九八九）

（安 洪賢）

⑦国司任先例申交替使解文書様

任先例申交替使

某国司解 申請官裁事

請殊蒙 官裁、⁽³⁾ 旨准先例、給檢交替使、行交替政⁽⁴⁾
 右新司守正四位下行某姓名、去某月日拜任、同年月日着任。⁽⁶⁾ 欲行交替、無人分付。謹檢案内、前吏卒去之國、申請詔使之例、古今已存、不違毛拳。望請 官裁。被給檢交替使、将行交替。⁽¹⁰⁾ 仍録事状、謹解。

年 月 日 正六位上行日⁽¹¹⁾

參議正三位左兵衛督兼守藤原朝臣正六位上行掾
 正四位下行權守源朝臣

正六位上行介姓

【校訂註】

- (1) 某…「其」「某」と朱訂(伴)
- (2) 官…闕字す(大)
- (3) 因…「同」「因」と傍書(伴)
- (4) 政…「使政」「使」を抹消(伴)
- (5) 名…「人」(底・葉・紅・東)、「人」「名」と朱傍訂(伴)、「名」(大)、伴により改む。
- (6) 任…「仕」(東)
- (7) 古…「舌」「古」と朱傍書(伴)
- (8) 存…「在」(紅)、「在」「存」と傍書(伴)
- (9) 遑…「過」(紅)
- (10) 替…「替」(下に「政」を補)(伴)、「替政」(大)
- (11) 目…「自」(紅・東)、「自」「目」と朱訂(伴)

【書き下し】

先例に任せて交替使を申す

某国司解し 申し請ふ官裁の事

殊に 官裁を蒙り、先例に因准し、檢交替使を給ひ、交替政を行はむことを請ふ状

右新司守正四位下行某姓名、去る某月日拜任し、同年月日着任す。交替使を行はむと欲するに、分付するに人無し。謹みて案内を檢するに、前吏卒去の国、詔使を申請するの例、古今已に存し、毛筆に違あらず。望み請ふらくは 官裁を。檢交替使を給はれ、將に交替を行はむとす。

仍て事状を録し、謹みて解す。

年月日 正六位上行目

参議正三位左兵衛督兼守藤原朝臣正六位上行掾

正四位下行權守源朝臣

正六位上行介姓

【註】

(1) 新司守正四位下行某姓名 註(3)と同一人物と考えられる。註(3)参照。

(2) 参議正三位左兵衛督兼守藤原朝臣 未詳。『補任』によれば官職が一致する藤原氏は以下の四名である。①藤原懷平。寛弘三年(二〇〇六)正月に伊予守に任ぜられ、寛弘七年二月十六日に正四位下源頼定が伊予權守に任ぜられるが、同日に藤原懷平が播磨權守に任ぜられ、しかもこの時の懷平が左兵衛督ではなく右衛門督であった(『補任』)ので、本文書と一致しない。②藤原経通。万寿四年(一〇二七)から長元二年(一〇二九)までの間に備前守を兼任していたが、その在任中の長元二年に備前守に任じられた源朝任が「正四位下」ではなく「従三位」(『補任』)であったので、本文書と一致しない。③藤原公成。長暦二年(一〇三八)正月二十九日に近江權守に任ぜられ、もう一人の權守源隆国が従二位であり、しかも藤原公成の補任より二年前に補任された(『補任』)ので、本文書と一致しない。④藤原経任。永承元年(一〇四六)二月十一日に備前權守に任ぜられ、同十月二十八日に正三位に叙せられ(『補任』)、『二東記』同年四月十四日の記事にもう一人の守である源定良が見えるが、位階が不明である。

(3) 正四位下行権守源朝臣 註(2)参照。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、「前吏卒去之國、申請詔使之例、古今已存、不違毛筆」との文言から、^{②③}文書と同じく、前任国司が死去して、新しく着任した後任国司が一人で交替手続きを行えないため、中央からの檢交替使の派遣を申請した文書の書式であろうと考えられるが、全く同じ機能の文書を再び挙げるのが少し不自然である。本文書において当該人物が確定できないため、文書が作成された時期や当時の具体的な状況が不明であるが、註(2)で挙げられた四つの場合、いずれも前司が卒去したことはないが、^①の寛弘七年二月十六日に正四位下源頼定が伊予権守に任ぜられ、同年三月十一日に前守の正四位下佐伯公行が出家した(『御堂』)ため、「前司不在」という状態にもなる。したがって、^{②③}文書と同じく前司不在の場合の文書書式ではあるが、本文書は前司が卒去したため不在となった^{②③}文書の場合と違って、ほかの理由(例えば出家)で前司が不在となった場合のための文書書式として挙げられたかと推測される。^{②③}文書の【文書の位置づけ・機能】参照。

【参考文献】

福井俊彦『交替式の研究』(吉川弘文館、一九七八)、佐々木恵介「摂関期における国司交替制度の側面」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八、初出一九九)

(安 洪賛)

^{②③}河内国司以前司同任官人申実録国内官物等解文

以前司同任官人申実録国内官物等

河内国司解 申請⁽¹⁾ 官裁事⁽²⁾ 官旨云依請⁽³⁾

請回准前例、不給檢交替使、任前司從五位下菅原朝臣某受領定数、

以前司同任官人、實録國內官物状

右謹檢案内、前司從四位上善滋朝臣為政、不勤交替。左右遁避⁽⁶⁾、其身

既卒、無人分付。須任先例、申請⁽⁷⁾ 檢交替使⁽⁸⁾。而此國凋弊難治第一也⁽¹¹⁾。

檢交替使下向之時、供給雜事、觸事多煩。以前司同任實録官物、前例

多存。望請 官裁。回准先例、不給件使、以前司同任官人、実録國內

官物、將省部内之煩。仍注事状⁽¹³⁾、謹請 官裁。謹解。

長久四年七月八日 目闕⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

從四位上行守藤原朝臣⁽¹⁶⁾ 正六位上行大掾大中臣朝臣⁽¹⁸⁾

【校訂註】

- (1) 申…闕字せず(伴)
- (2) 事…脱「事」を補(伴)
- (3) 宣旨云依請…「下 宣旨云依請」を抹消して「以下无」と傍書(伴)、細字とす(大)
- (4) 檢…「校」「檢」と傍書(伴)
- (5) 某…細字とす(紅・東・伴・大)
- (6) 遁…「遠」「遁」と傍書(伴)
- (7) 無…「元」「无」と傍書(伴)、「无」(大)
- (8) 分…「文」「分」と傍書(伴)
- (9) 須…「順」「須」と傍書(伴)
- (10) 檢…「遣」「闕字せず、下に「檢」を朱補」(伴)、「遣」「闕字せず

ず) (大)

- (11) 一也檢交：脱(紅)、脱(「一也檢交」を補) (伴)
- (12) 同：脱(底)
- (13) 狀：「伏」(紅)
- (14) 目：「自」(東)、「同」(「目」と傍訂) (伴)
- (15) 闕：細字とす(大)
- (16) 從四位上行守藤原朝臣：次行冒頭に記す(紅)、次行冒頭に記す(「下に「宣旨云依請」と細字で記す) (伴)
- (17) 朝臣：脱(葉)
- (18) 掾：「椽」(伴)

【書き下し】

前司同任官人を以て国内官物等を実録するを申す

河内国司解し申し請ふ 官裁の事 宣旨に云はく、請ひに依れ

前例に因准し、檢交替使を給はず、前司從五位下菅原朝臣某の受領

定数に任せて、前司同任官人を以て国内官物を実録するを請ふ状

右謹みて案内を檢するに、前司從四位上善滋朝臣為政、交替を勤めず、

左右遁避し、其の身既に卒し、分付する人無し。須く先例に任せて、

檢交替使を申請すべし。而して、此の国は凋弊し治め難きこと第一な

り。檢交替使下向の時、供給の雜事、事に触れて煩ひ多し。前司同任

を以て官物を実録すること、前例多く存す。望み請ふらくは 官裁を。

先例に因准し、件の使を給はず、前司同人官人を以て、国内官物を実

録し、將に部内の煩ひを省かむとす。仍て事状を注し、謹みて 官裁

を請ふ。謹みて解す。

長久四年七月八日 目闕

從四位上行守藤原朝臣

正六位上行大掾大中臣朝臣

【註】

- (1) 前司從五位下菅原某 菅原為職か。藤原道長の家司として右近將監や諸国の受領を歴任した。河内守には、治安元年(一〇二一)六月二十七日に任じられ(『左経記』同日条)、同三年十月二十七日には、河内国守として金峯山參詣から帰京する道長一行を道明寺で迎えたことが記録に残る(『略記』同日条)。万寿三年(一〇二六)正月二十三日には「河内前守」と見える(『左経記』同日条)。本文書作成時点では、前司とあるが前々司であろう。

- (2) 善滋朝臣為政 慶滋保章の男。紀伝道の出で、文章博士を務めた。藤原実資の家人で、万寿二年(一〇二五)三月四日には河内守として同月八日に任地に赴く旨を実資に報告したことが見え(『小

右記』同日条)、菅原為職の次に河内守を務めたと推定される。長元元年(一〇二八)十一月五日までは河内守の在任が確認でき

るが(石清水一三二)、この間は文章博士を兼ねている。同二年十月二十二日に、故藤原公季の諡号を勘申したことが見えるが

(『左経記』類聚雜例)、これが文章博士としての在職が確認できる最後で、同五年以前に卒去していたらしい(『左経記』同年三月二十七日条)。

- (3) 供給の雜事 檢交替使は、朝使として往還及び派遣先において供給をうけることが出来た。

長久四年 諸本とも「長久」とするが、「長元」の方が適するか。

史料中で前司として名前が出されている善滋為政の在任期間、及び菅原為職の在職期間に照らし合わせると、その次の任期は長元

元年～四年前後となる。さらに、長久四年を間に挟んで長久二年と寛徳元年（一〇四四）に清原頼隆の河内守在任が確認される（『勘例』・平安一〇八三）。

年		河内守在任者
和暦	西暦	
治安 1	1021	菅原為職
治安 2	1022	菅原為職
治安 3	1023	菅原為職
万寿 1	1024	
万寿 2	1025	慶滋為政
万寿 3	1026	慶滋為政
万寿 4	1027	慶滋為政
長元 1	1028	慶滋為政
長元 2	1029	
長元 3	1030	
長元 4	1031	藤原公則

- (5) 従四位上行守藤原朝臣 文書の年次が長元とすると、藤原公則となる。公則は、北家利仁流藤原伊傳の子。公則も、藤原道長の家司受領の一人で、長元四年三月二十六日の時点で、河内守に現任しており（『小右記』同日条）、長久二年には駿河守となっていた（『春記』）。河内守在任中は、道長のために定基僧都が始めた天王寺八講料として河内国の田地を寄進したという（『栄花』一一〇）。
- (6) 正六位上行大掾大中臣朝臣 未詳。なお、本来ならば、この後に介や小掾の署判が続くと思われるが、記されていない。

【文書の位置づけ・機能】

交替政を行えずに前任の受領が死去した場合には、検査替使の派遣を求める場合と、それを行わずに令任用分付方式により前任の受領の同任国司に分付受領させる場合があった（㉔）文書【文書の位置づけ・機能】参照。本文書は、このうち令任用分付方式の適用を新任国司

（以下「新司」）が求めた文書の実例である。前任国司（以下「前司」）である善滋為政の後任にあたる藤原朝臣（おそらく公則）は、交替政を行おうとするも、為政が対応せず、その死去により交替政を完了できなかった。そこで、前司のさらに前任（以下「前々司」）である菅原為職から前司が為政が受領した官物の定数をもとに為政の同任の任用国司に分付受領させようとした。これにより、交替を完了することを太政官に求める河内国解が作成された。これが本文書である。

本文書では、河内国が治めがたい国で検査替使の派遣が困難だとし、令任用分付方式の適用が求められている。佐々木恵介氏はこの箇所をとりあげて、これは建前上の理由であって、令任用分付方式が適用されるのは後任国司（以下「後司」）にとって有利な以下の条件があったためだとしている。令任用分付方式では、前々司の定数から官物が欠失していない体裁をとるのが原則で、卒去した前司と任用国司の補填責任は免除された。さらに、協議する前司が遙任の任用国司であることが多く、欠失の有無も事実上、後司が判断できた。

ただし、『北山抄』巻十・吏途指南（前司卒去国申停交替使事）では、令任用分付方式にも「公益」があると評価されており、前々司の定数を維持できるという点で、定数増加が見込めない場合には中央政府の側にも利益があったという中込律子氏の指摘もある。

本文書にも「宣旨に云はく、請ひに依れ」という文言が冒頭に記されているように、河内国の申し出を承認する宣旨が出されたことが確認できる。ただし、つづく㉕）文書は、太政官からの令任用分付方式適用を許可する文書として太政官符の形式が採用されている。そこで、本文書自体は官符作成に先立ち、弁・史が上卿の判断を上申文書に書き留めた太政官の内部文書ととらえるべきだろうか。

【関連史料】

『北山抄』 卷十・吏途指南（前司卒去国申停交替使事）

【参考文献】

菊地礼子「令任用分付実録帳と交替実録帳」（『古代文化』二七―四、一九七五）、佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の側面」（『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八、初出一九八九）、中込律子「中世成立期の国家財政構造」（『平安時代の税財政構造と受領』校倉書房、二〇一三、初出一九九五）、岡野範子「家司受領について」（『橘史学』一六、二〇〇一）

（櫻 聡太郎）

⑳ 停遣檢校交替使官符

停遣檢校交替使官符⁽¹⁾

太政官符 俗前國司

應停遣檢校交替使、依前司藤原朝臣景齋受領定数、令同任國司分付受領雜官物事⁽²⁾

右彼彼國去治安二年十一月廿三日解状稱、新司守從四位下行源朝臣經相、治安二年正月廿八日任、同年三月五日着任。依例欲勤行交替政之間、前司權守從四位上藤原朝臣景齋、白地請身假入京。相待下向之程、同年六月十一日依身病、忽以出家。国内官物、無人分付、徒送年月。方今檢諸国之例、可令任用之官人、勤行交替政之由、裁許近在。望請官裁。回准諸國例、令前司同任權介行信等、景齋朝臣受領定数、分付受領国内官物、及神寺官舍等、將俗後任之勘會者。右大臣宣、奉勅、依請者、國宜承知、依宣行之、符到奉行。

左中辨源朝臣⁽²¹⁾ 左大史大宅真人⁽²³⁾

萬壽二年五月三日⁽²⁴⁾

【校訂註】

- (1) 符…「府」(伴)
- (2) 交…脱(底・葉・東・紅)、脱「交」を補(伴)
- (3) 齋…「齊」(伴)、「齊」(大)
- (4) 二…「一」(紅)
- (5) 任…「仕」(紅・東)
- (6) 齋…「齊」(伴)、「齊」(大)
- (7) 假…「暇」(大)
- (8) 京…「重」(紅)、「重」(「京歟」と傍書)(東)、「重」(「京」と傍訂)(伴)
- (9) 程…「德」(紅)、「德」(「程」と傍書)(伴)
- (10) 徒…「從」(「徒」と傍書)(伴)
- (11) 月…「同」(東)
- (12) 檢…「拾」(東)、「拾」(「檢」と傍書)(伴)
- (13) 人…脱(「人歟」を補)(葉)、脱(「人歟」と傍書)(東)、「人歟」(紅)、「人歟」(「歟」を抹消)(伴)
- (14) 官…闕字せず(紅・東・伴)
- (15) 回…「目」(東)
- (16) 介…「助」(「介」と朱傍書)(伴)
- (17) 景…上に空きあり(紅)、上に「信」あり(東)、上に「口」(「任」と朱傍書)(伴)、「口景」(大)
- (18) 齋…「齊」(伴)、「齊」(大)

(19) 勅：「勅勅」〔闕字せず、二文字目の「勅」を抹消〕（伴）

(20) 請：「諸」「請」と傍訂〕（伴）

(21) 左：「右」（紅・伴）

(22) 左：「右」「左」と傍訂〕（紅、「左」「右」と朱傍書）（伴）

(23) 人：「久」「人」と傍書）（伴）

(24) 五：「五」「正」と朱傍書）（伴）

【書き下し】

檢交替使を遣はずを停むる官符

太政官符す 備前国司

応に檢交替使を遣はずを停め、前司藤原朝臣景齋の受領定数に依り、⁽¹⁾ 同任国司をして雑官物を分付受領せしむべき事

右彼の国の去る治安二年十一月廿三日の解状を得るに俛へらく、新司⁽²⁾ 守從四位下行源朝臣經相、治安二年正月廿八日に任せられ、同年三月五日着任す。例に依りて交替政を勤行せむと欲するの間、前司權守從四位上藤原朝臣景齋、白地にして身の仮を請ひて入京す。下向を相待つの程、同年六月十一日に身の病に依り、忽ち以て出家す。国内官物、人の分付する無く、徒らに年月を送る。まさに今諸国の例を檢ずるに、任用の官人をして、交替政を勤行せしむべきの由、裁許近くに在り。望み請ふらくは 官裁を。諸国の例に因准し、前司⁽³⁾ 同任權介行信等をして、景齋朝臣の受領定数もて、国内官物、及び神寺官舎等を分付受領せしめ、將に後任の勘会に備へむことを、てへり。右大臣宣すらく、勅を奉るに、請ひに依れ、てへり。国宜しく承知し、宣に依りて之を行ふべし。符到らば奉行せよ。

左中弁源朝臣

左大史大宅真人

〔1015〕
万寿二年五月三日

【註】

(1) 前司藤原朝臣景齋 藤原国章の子で、諸国の受領を歴任した。寛仁二年（一〇一八）九月十四日には備前守としてみえ〔御堂〕同日条）、任期を終えたのち、治安三年七月十七日に出家、そのちに卒去したことが確認される（『小右記』同月二十一日条）。

(2) 新司守從四位下行源朝臣經相 宇多源氏、時中の子。本文書発給と同年十月二十九日には、任終にあたって藤原実資に進物として米一〇〇石を送っている（『小右記』同日条）。長元元年（一〇二八）には、備前守任期中の前任国司（以下「前司」）の未納分を免除するよう申請し、認められている（『小右記』同年七月十九日条・二十三日条・九月一日条）。

(3) 前司同任權介行信 石野行信か。治安三年二月に藤原道長の巡給で備前介となっており（『成文抄』）、本文書当時では權官であったのが正規の介となったか。

(4) 勘会 受領は自分の任中の公文を提出し、中央の監査を受けることとなっていた。その際に、前司が公文を未提出だった場合には、後任国司の責任とされた。

(5) 右大臣 藤原実資。小野宮流・藤原齊敏の子。政務に長じ、長く右大臣を務めた。この年には、正二位右大臣で、右大将・皇太子傳を兼ねた（『補任』）。

(6) 左中弁源朝臣 源経頼。宇多源氏、扶義の子。長く弁官を務め、実務に通じた。この年には正四位下左中弁で、他に造大安寺長官・内蔵頭・中宮亮・丹波守を兼ねた（廣橋本『弁官補任』）。

(7) 左大史大宅真人 大宅恒則。長く弁官局にて史を務めた。この年には造大安寺判官左大史正六位上であった〔『符宣抄』巻一・万寿二年（一〇二五）三月五日官符、同年六月五日官符〕。

【文書の位置づけ・機能】

⑳ 文書が令任用分付方式の適用を許す国司が求める上申文書であったのに対して、本文書は国司の申請を受けて令任用分付方式の実施を命じる下達文書である。本文書の発給は万寿二年であるが、内容の大部分は引用された治安二年の備前国解が占める。備前国解によれば、治安二年に源経相が着任して交替政の実施を試みたところ、前司である藤原景斎は交替を済まさないまま帰京し、そのまま出家してしまった。交替政が行い得ない状況としては前司卒去が一般的だが、本文書では出家により交替政が出来なくなったとしている。そこで経相は、諸国の例にない令任用分付方式の適用を申請した。これを受けて太政官から出された官符が本文書ということになる。

本文書発給の時点では、前司藤原景斎は死去していたものの、経相が令任用分付を申請した時点では存命であり、前司卒去には該当しなかった。それにもかかわらず、令任用分付方式が適用されたのは、官物の減耗を防ぐことができ、中央にとっても利点があったためと考えられる。この頃には検交替使の派遣ではなく、令任用分付方式に一本化しようとする動きがあったことを佐々木恵介氏が指摘している〔『小右記』長元元年九月十五日条〕。ただし、経相が治安二年に申請したにもかかわらず、経相の任終年である万寿二年まで官符は発給されなかった。備前国解に「勘会に備へ」るために申請するとあるように、令任用分付方式は現任国司の勘会の前提として準備された面もあるのではないか。

るのではないか。

【関連史料】

『小右記』長元元年七月十九日・二十三日条

【参考文献】

佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の一側面」〔日本古代の官司と政務〕吉川弘文館、二〇一八、初出一九八九

（櫻 聡太郎）

⑳ 飛驒国司令書生分付官物解文

飛驒国司解 申請 官裁事⁽¹⁾ 宣旨云依請⁽⁴⁾

請被回准先例、令書生分付官物状

右謹檢案内、守従五位下橘朝臣惟通、萬壽三年十月廿六日任、同四年七月廿五日着任。爰檢交替使、去年十二月十四日被定遣了。方今交替之政、以任用之吏勤行。是諸國例也。而此國代々無有任用。僅所在書生一兩也。然則交替使下向之日、以誰人將行此政。望請 官裁。回准先例、早被裁下。將勤行交替之政。謹解。

長元二年二月廿三日

従五位下行守橘朝臣

【校訂註】

- (1) 官：闕字せず（大）
- (2) 事：脱（紅・伴）
- (3) 宣旨云依請：細字とす（葉・紅・東・伴・大）

- (4) 請…「諸」「請」と傍書(伴)
 (5) 七…「九」「大」
 (6) 爰…「受」「紅」,「受」「爰」と傍書(伴)
 (7) 國…脱「國」を補(東)
 (8) 無…「元」「无」と傍書(伴)、「无」「大」
 (9) 所…「処」(伴)
 (10) 在…脱「在」を補(伴)
 (11) 之日…「己日」「紅」,「己日」「之日」と傍訂(伴)

【書き下し】

飛驒国司解し 申し請ふ 官裁の事 官旨に云はく、請ひに依れ

先例に因准し、書生をして官物を分付せしめられむことを請ふ状

右謹みて案内を検ずるに、守從五位下橘朝臣惟通、万寿三年十月廿六

日に任ぜられ、同四年七月廿五日着任す。爰に檢交替使、去る年十二

月十四日定め遣はされ了ぬ。まさに今交替の政、任用の吏を以て勤行

す。是れ諸国の例なり。而るに此の国代々任用有ること無し。僅かに

在る所書生一兩なり。然れば則ち交替使下向の日、誰人を以て將に此

の政を行はむとす。望み請ふらくは 官裁を。先例に因准し、早く裁

下せられむことを。將に交替の政を勤行せむとす。謹みて解す。

長元二年二月廿三日

從五位下行守橘朝臣

【註】

- (1) 飛驒国 飛驒国は下国であるため令制では守一人、目一人、史生三人が国司の定員であった。しかし貞観七年(八六五)になつて

掾一人が加えて置かれている(『三代格』卷五・貞観七年三月九日官奏)。

- (2) 橘朝臣惟通 ①文書の註(1)及び【文書の位置づけ・機能】参照。
 (3) 書生 ⑨文書の註(17)参照。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、前任国司(以下「前司」)卒去に伴い、檢交替使の派遣を求めたところ、飛驒国では代々任用国司がおらず、交替政が行えないので、任用国司に代わつて国書生に分付を行わせることを求めている。本文書と『小右記』『左経記』により、檢交替使派遣の経緯をまとめると左のようになる。

万寿三年(一〇二六)十月二十六日：橘朝臣惟通、飛驒守に任官(本文書)

同四年七月二十五日：着任(本文書)

長元元年(一〇二八)九月十五日：檢交替使派遣の申文について宣

旨が下される(『小右記』同日

条)

同年十二月十四日：檢交替使の選任(『左経記』同日条)

長元二年二月二十三日：任用国司に代えて国書生との交替政を求め

る(本文書)

飛驒国司の任官事例について類例は少ないが、本文書に近い年紀だと寛仁三年(一〇一九)秦徳山昂売券に飛驒掾がみえる(平一四八二)。さらに遡ると、寛弘四年(一〇〇七)に飛驒権掾秦某が大舍人の勞によつて任官している(『任国例』)。秦氏で共通しているものの十二年も間が空いており、後者は名前も不明なので関連性は不明。寛

仁三年秦徳山畠売券にみえる山田郷について、池邊彌氏は山城国葛野郡山田郷に比定されている。寛弘七年二月二十日田地相博状（平一四五四）に「大舍人秦親忠」とあるので、この秦氏の一族の可能性も考えられる。

いずれにせよ、本文書の時期には飛驒国の任用国司は確認できず、故に国書生に検交替使とともに交替政を行わせることを求めたものと考えられる。この飛驒国の先例は『北山抄』巻十・吏途指南（前司卒去国申停交替使事）にも同様のことがみえる。『北山抄』巻十の成立が長和年間（一〇二二～一六）とされるので、飛驒国では前司卒去の場合、任用国司ではなく国書生とともに交替政を行うことが国例とされていたものと考えられる。①文書でも飛驒国は式解由が発給される二国の一つとして位置付けられており、それも含めて飛驒国の特殊性と考えられる。

【関連史料】

『小右記』長元元年九月十五日条、『左経記』長元元年十二月十四日条、『北山抄』巻十・吏途指南（前司卒去国申停交替使事）

【参考文献】

吉岡眞之「検交替使帳の基礎的考察」（『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四、初出一九七五）、福井俊彦『交替式の研究』（吉川弘文館、一九七八）、佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の側面」（『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八、初出一九八九）、阿部猛編『北山抄註解』（東京堂出版、一九九六）、神戸航介「平安時代の検交替使と朝使」（『国立歴史民俗博物館研究報告』二一

八、二〇一九）、

（井上 翔）

③ 検伊予国交替使進上実録帳解文

④ 検伊予国交替使解 申進上実録帳事

合壹卷

右依太政官去五月三日符、從同年七月十五日限内勘録、言上如件。謹解。

治安二年十月廿八日 主典明法生正六位上伴朝臣俊通

【校訂註】

- (1) 檢…「拾」「檢」と傍訂（伴）
- (2) 豫…欠（紅）
- (3) 國…「同」「国」と傍書（伴）
- (4) 上…脱「上」を補（東）
- (5) 日…脱「日」と傍書（底）
- (6) 主典…「盡」「主典」と傍書（伴）

【書き下し】

検伊予国交替使解し 申す実録帳を進上する事

合はせて壹卷

右太政官去る五月三日の符に依り、同年七月十五日より限内に勘録し、言上すること件のごとし。謹みて解す。

治安二年十月廿八日 主典明法生正六位上伴朝臣俊通

【註】

(1) 伴朝臣俊通 未詳。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、検伊予国交替使が検交替使実録帳一卷を進上したことを報告したものである。④文書の書き出しに「因幡国司解 申進上不与前司解由状事」とみえ、本文書と類似している。当然、検交替使実録帳と合わせて本文書も弁官に提出されたものと考えられる。検交替使には帰京後、帰朝した旨を口頭で報告する儀礼があるものの（改訂増補故実叢書本『西宮記』巻七・臨時一（甲）（申交替使返事）、本文書がどのタイミングで提出されたかは明らかではない。

本来、不与解由状と検交替使実録帳は異なるものであった。不与解由状は後任国司（以下「後司」）が前任国司（以下「前司」）に交付した上で、前司が帰京後に弁官に提出したものであるのに対し、検交替使実録帳は検交替使が帰京後、同様に提出したものである。また、吉岡眞之氏によると、「筑前国交替実録帳」は一度、不与解由状として作成されようとしたものが、途中、何らかの事情で「検交替使実録帳」して作成するように変更されており、この時期には不与解由状と「検交替使実録帳」内容上の違いはなくなっていた。なお、④文書と③文書と比較すると、前述した類似点はあるものの、書止文言が若干異なっている。④文書が「進上如件」であるのに対して③文書は「言上如件」である。④文書は後司が前司に不与解由状を与えたことを示すので「進上」とあっておかしくないが、③文書では、事書に「進上」とあるのだから、書止文言にも「進上」とあっても構わないはずである。「言上」とあるのは前述したように、検交替使が朝使と

して帰朝報告したことに対応するのではないだろうか。

次に検交替使について橋本剛氏は、使と主典の二名で構成され、おおよそ六位官人が派遣されていると整理している。橋本氏は、巡察使をはじめとする五位以上の官人が任用されて道別に派遣される監察使―道別派遣型と呼称―と、検交替使に代表される六位官人で構成される個別の案件で派遣される個別派遣型の監察使には、大事と小事の違いがあったとされる。改めて③文書の【文書の位置づけ・機能】の表をみると、おおよそ六位官人が派遣されており、位階の判明しないものも官位相当でおおよそ六位相当官なので、橋本氏の整理は正しいと思われる。

ここで注意したいのは、八・九世紀にみえる巡察使などは、国司をはじめ地方官による地方政治のあり方を監察する目的で派遣されており、少なくとも国司長官以上の位階が必要だったと考えられることである。一方、受領がおおよそ五位だと考えられるので、当然任用国司以下の位階は六位以下と考えられる。検交替使は受領が卒去した後に派遣され、任用国司とともに交替政を行うので、この時、検交替使と任用国司の間に位階差はなく基本的には同格であったと考えられる。これは、検交替使派遣の目的が国司の非違の檢察にはなく、あくまで前司卒去に伴う行政手続きを行うことであつたためと考えられるのではないだろうか。

なお、本文書にみえる検交替使は治安二年（一〇二二）五月三日に任命されている。『延暦交替式』第10条によれば新任国司は近国であれば二〇日、中国であれば三〇日、遠国であれば六〇日以内に赴任する必要がある。検交替使も新任国司と同様の赴任期限が適用されたとすれば、任命日から数えると期限である七月十五日は交替政の期限

である六〇日を超過するため、任命時に定めた期限には赴任のための行程日数も含めたものと考えられる。

【関連史料】

『西宮記』巻七・臨時一（甲）（申交替使返事）

【参考文献】

吉岡眞之「検交替使帳の基礎的考察」〔古代文献の基礎的研究〕吉川弘文館、一九九四、初出一九七五）、佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の一側面」〔日本古代の官司と政務〕吉川弘文館、二〇一八、初出一九八九）、神戸航介「平安時代の検交替使と朝使」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕二二八、二〇一九）、橋本剛「古代日本における地方行政監察使の特質」〔ヒストリア〕二八三、二〇二〇）

（井上 翔）

③免能登前司返抄宣旨

應改先宣旨、以前司任終康和五、當任長治元二嘉承元二天仁元二天

永元二并九箇年返抄勘公文事

右得能登守高階朝臣時章今月十七日奏状備、謹檢案内、去年令欲勘済公文之⁽⁶⁾、前司⁽⁷⁾守藤原朝臣基兼任中卒去之間、任終年返抄不能尋得。

仍可用當任返抄之由、申請之處、今月六日依請被下 宣旨。隨即依先

例、去年⁽⁸⁾濟物等令⁽⁹⁾弁⁽¹⁰⁾濟之處、尚稱前司任終未済之由、敢不放返抄者、

如本請加前司任終欲勘済公文。望請⁽¹¹⁾天裁、⁽¹²⁾旨准先例、被裁許者、將省

勘済公文之煩者。權右中辨藤原朝臣實行傳宣、權中納言藤原朝臣宗忠

宣、奉⁽¹³⁾勅、改先⁽¹⁴⁾宣旨、依請者。

天永四年正月廿六日 左大史小槻宿祿（奉）
少録大江貞康申（天永四年／正月廿七日）

朝野群載第廿六

【校訂註】

- (1) 改…「政」（東）、「政」「改」と傍訂（伴）
- (2) 先…「元」と傍書（伴）
- (3) 宣…闕字す（大）
- (4) 終…「絡」（紅・東）、「給」（伴）
- (5) 檢…「檢」「檢」と傍書（伴）
- (6) 處…「所」（大）
- (7) 司…脱（紅）、脱「司」を補（伴）
- (8) 任…「々」（底・葉・紅・東）、「々」「任」と傍書（伴）。伴により改む。
- (9) 之…「々」（紅）、「々」、「々カ」「之」と傍訂（伴）
- (10) 由…「也」（紅）、「也」「由」と傍書（伴）
- (11) 之…「去」「之」と傍書（伴）
- (12) 宣…闕字せず（紅・東・伴）
- (13) 年…「且」（東）
- (14) 弁…「弁」「辨」と傍書（伴）
- (15) 濟…「滿」（字形や異なる）「濟」（旁は「肅」と傍書）（伴）
- (16) 放…「故」「放」と傍書（伴）
- (17) 請…「諸」（東）
- (18) 天…闕字す（大）

- (19) 曰…「日」「因」と傍書(伴)
 (20) 奉…「下」「奉」と傍書(伴)
 (21) 先…「元」「先」と傍書(伴)
 (22) 宣…闕字す(大)
 (23) 奉…細字とせず(底・東)、細字とせず次行冒頭に記す(紅)、細字とせず次行冒頭に記す(前行末に挿入)(伴)
 (24) 康…「庚」「康」と傍書(伴)
 (25) 正…「三」「正」と朱傍書(伴)
 (26) 七…「七」「四」と傍訂し、さらに「四」に「七」と朱傍書(伴)
 (27) 群…「郡」「群」と重書(底)
 (28) 載…裁(紅・東)
 (29) 第…「巻第」(伴・大)
 (30) 廿…「十」「廿」と傍訂(伴)、「二十」(大)
 (31) 六…「九」「六」と傍訂(伴)

【書き下し】

応に先の宣旨を改め、前司任終康和五、当任長治元二、嘉承元二、天仁元二、天永元二并せて九箇年の返抄を以て公文を勘ずべき事⁽²⁾ 右能登守高階朝臣時章の今月十七日の奏状を得るに備へらく、謹みて案内を検するに、去年公文を勘済せしめむと欲するのところ、前司守藤原朝臣基兼任中に卒去するの間、任終年の返抄、尋ね得ることあたはず。仍て当任の返抄を用ゐるべきの由、申請するのところ、今月六日請ひに依りて 宣旨を下さる。随に即ち先例に依り、去年の済物等を并済せしむるところ、尚前司任終未済の由を称し、敢へて返抄を

放たざれば、本の請ひのごとく前司任終に加へて公文を勘済せむと欲す。望み請ふらくは天裁を。先例に因准し、裁許せらるれば、將に公文を勘済するの煩を省かむ、てへり。権右中弁藤原朝臣実行伝宣すらく、権中納言藤原朝臣宗忠宣すらく、勅を奉るに、先の 宣旨を改め、請ひに依れ、てへり。

天永四年正月二十六日 左大史小槻宿祢(奉る)⁽⁷⁾
 少録大江貞康申す(天永四年/正月二十七日)
 朝野群載第二十六

【註】

- (1) 返抄 受領証。ここでは特に、公文勘会のために主計寮・主税寮へと提出するものを指すと考えられる。調庸物や封物などが諸司・諸家へと納入された際に発行され、国司が貢納義務を果たしたことを示した。
 (2) 能登守高階朝臣時章 高階為章の四男。長治元年(一一〇四)八月十八日、従五位下で、転輪院を造営した功により能登守に任じられる(『中右記』同日条)。嘉承二年(一一〇七)十二月に重任(『中右記』同月二十一日条・三十日条)。本文書の前年に公文勘会に着手しているらしいことから、天永三年(一一一二)に任を終えたか。
 (3) 前司守藤原朝臣基兼 藤原忠綱の二男。長治元年(一一〇四)七月十七日に卒去(『中右記』同日条)。このとき能登守を三年務めていたとされ、康和四年(一一〇二)正月二日に民部大輔(『中右記』同日条)、同二月十五日に能登守(『殿曆』同日条)とみえ

るので、康和四年頃に任命されたか。

(4) 任終年 前任の藤原基兼の任期最終年となった康和五年を指す。

『三代格』巻八・寛平二年（八九〇）九月十五日太政官符により、国司は自らの任期四年のうち三年目までと、前任国司の任期最終年を合わせた四年分について、調庸未進等を弁済して公文勘会を行う責任を負った。

(5) 権右中弁藤原朝臣実行 藤原公実の二男。従四位上、藏人頭、天

仁二年から永久三年（一一〇九）一一一五）、権右中弁（廣橋本『弁官補任』）。加賀権守や少納言などを経て権右中弁、のち従一位、太政大臣まで進み、出家のち応保二年（一一六二）入滅。

八条太政大臣（『補任』『分脈』）。

(6) 権中納言藤原朝臣宗忠 藤原宗俊の長男。『中右記』の記主。こ

のとき正二位、権中納言。美作介や讃岐介などの地方官を兼任した経験もあり、右大弁、藏人頭、参議、権大納言などを歴任（『補任』）。『補任』によれば、長治三年（一一〇六）十二月から保安三年（一一二二）十二月まで権中納言。保延七年（一一四

一）四月に薨去。中御門右大臣（『補任』『分脈』）。

(7) 左大史小槻宿祢 小槻盛仲。小槻祐俊の男。このとき正五位下、

左大史。康和五年（一一〇三）二月三十日、父から大夫史を譲られる（『中右記』同日条）。保安三年（一一二二）四月五日に卒去（壬生家系譜）。

(8) 少録大江貞康 未詳。『群載』巻二十七・天永四年（一一一三）

正月民部仕丁所返抄に少録兼太皇太后宮少属大江朝臣、同天治元年（一一二四）十二月民部省符に正六位上行少録大江朝臣とみえるのは同一人と考えられる。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、能登守であった高階時章が前任国司（以下「前司」）藤原基兼の任終年分の公文に代えて、自らの任終年分の公文を用いて勘会することを許可する宣旨である。時章からの申請が奏上されたことは、『殿暦』永久元年（一一一三）正月二十四日条にみえる。

国司の任を終えた者が行う公文勘会については、北條秀樹氏や佐々木宗雄氏、福島正樹氏、玉井力氏らの研究により、その概要が明らかとなっている。特に本文書に関わる箇所では、『三代格』巻八・寛平二年（八九〇）九月十五日太政官符によって、国司が勘済すべき公文が、自らの任期のうち任終年を除く分と、前司の任終年分となったことが重要である。これにより、前司の任終年の調庸物や封物などに未進があれば、後任国司（以下「後司」）がこれを填納して、その返抄を受領しなければならなくなった。さらに、『群載』巻二十八に載せる康和五年（一一〇三）二月大炊寮納畢勘文にみえるように、前司任終年における納入は前司、その返抄の受け取りは後司の責任とする項目もあった。

本文書の内容に移ろう。前司基兼が任中の長治元年（一一〇四）に卒去したため、天永三年（一一一二）、時章は公文勘会に際して、前司卒去によりその任終年分の返抄を得ることができないと述べ、代替措置として「当任返抄」を勘会に用いることを申請した。康和五年の公文は基兼の責任で勘会すべきであったが、基兼は長治元年半ばに死去したために、康和五年が任終年となってしまったのである。前司任終年分の返抄に代えて当任返抄を用いるとは、単に前司の任終年分を除外するというのではなく、前司任終年分に代えて自らの任終年分の返抄を取得し、これによって本来求められる年数分の公文を揃える

という意味であろう。実際に、天永四年正月六日に至って時章の申請は許可され、これを受けて時章は「去年済物等」を弁済している。本来時章の責任には含まれなかった天永三年分の返抄を取得するため、同年分の済物を弁済したと考えられる。指示を待つて納入しているので、返抄を受けるべき貢納品目は、本来時章が自らの任終年分を弁済しなくとも良いものであり、大炊寮や修理職への貢納のような前後司間で納入と返抄受領を分担するものではなかったであろう。

こうして、時章は天永三年分の貢納を済ませたのであったが、前司任終年分の未進の填納がないことを理由として、返抄が発給されなかった。返抄発給を拒んだ主体は明記されないが、『群載』卷二十七には、天永四年正月付で民部省の仕丁所から発せられた返抄が、また同年五月付で左衛士府から発せられたと思われ、返抄発給までこれに代えて用いられる請文が、それぞれ載せられており、いずれも康和五年から天永二年を対象としている。よって、ここではこれら諸司が返抄を発給しなかったことが述べられているとわかる。

こうした状況を受けて、時章は天永四年正月十七日、奏状を提出したが、その内容は、申請が裁許されれば「公文勘済之煩」が省かれるとあることから、現状にさらに前司任終年分の未進填納を行うということではなく、既に納入した自らの任終年分の済物を前司任終年分の填納とみなして返抄を求めるというものであろう。このように納入した済物の名目を天永三年分から康和五年分に変更することで、直ちに返抄の発給を受けようとしたと考えられる。

この時章の申請は認可され、天皇の裁許による宣旨が左弁官から発せられた。その末尾に署名する少録大江貞康は、前記『群載』卷二十七・天永四年正月民部仕丁所返抄に少録兼太皇太后宮少属大江朝臣と

みえる人物と考えられる。本文書に「申」とみえるのは、⑬文書の【文書の位置づけ・機能】で述べられているように、この宣旨が大江貞康によって民部省の官人らに対して読み上げられたことを示していると考えられ、今回の措置が民部省およびその被管の主計寮・主税寮に対して有効であることを保証するものであろう。

なお、時章の任期について付言しておく。前司の基兼は、康和四年頃に能登守となったと思われるが、その任期を終えることなく、長治元年七月に卒去した。そこで同年八月、時章が後任となり、重任して二期にわたり能登守を勤めた。国司の任期は一般に四年であるから、時章の任期は合計八年となる。本文書の事書には時章の任期分として長治元年から天永二年までの八年分が挙げられており、任終年は天永二年とも思われるが、これまで述べたように、その任終年は天永三年とみるべきである。時章の能登国司就任が長治元年の半ばを過ぎてからであったことも考慮に入れると、時章は長治元年を前司任終年とはせずに当任の初年としたが、任期満了は就任から実際に八年を経た天永三年となったと推定できる。

以上、本文書の内容を確認してきた。本文書は、任期満了後の国司による公文勘会の具体的な状況を示すものであり、また弁済した済物の名目上の年度変更によって返抄を発するという比較的柔軟な対応の事例であった。この文書が実際に諸司に対して返抄を要求する際に効力を発揮したことは、前述の『群載』卷二十七にみえる二例の文書が証明している。

右の二つの文書では、年ごとに貢納額が変化しており、毎年一定額の貢納であったことが今回の措置を可能にしたわけではない。むしろ、今回の措置が時章の奏状によって認可されていることが示唆的である。

佐々木氏は白河院政のもと、康和年間頃からの受領任用における公文書と功過定の形骸化の進行を指摘しているが、今回の措置もこうした流れの中にあるのであろう。時章の能登守への任用は造転輪院の功(『中右記』長治元年八月十八日条)、また重任も堀河天皇や白河院への奉任を理由に集団的に行われたものだった(『中右記』嘉承二年十二月二十一日条)。公文書もまた彼の政治的立場を前提になされたのであり、ここに撰関期までの受領統制とは異質なあり方をうかがうことができる。

ところで、本文書は巻二十六にあって、これ以前の文書と内容的に関連が薄いようにみえる。そこで巻二十六の構成をみると、①～⑤が解由、⑥～⑩が減省、⑪～⑬が班符、⑭・⑮が雑米、⑯～⑳が越勘、㉑～㉒が交替となっている。越勘や交替など、広くみれば前後の国司同士の関係性に関わる文書を集めていることがわかる。本文書に戻れば、既に述べてきたように、前司が任中に卒去したという状況で、前司任終年分の公文書をいかに処理するかが問題となっていたのである。一例のみであるためやや異質な感があるが、やはり前司・後司の関係性と文書処理という一定の論理に基づいて配置されているといえよう。

『群載』の成立過程については、彌永貞三氏、五味文彦氏、木本好信氏らの研究があるが、特に諸国関係の文書については、その由来が明確ではないことが多い。本文書は既に述べたように巻二十七の二つの文書と一連の文書群とみるべきであり、一括して入手されたものであると考えられるが、親交があったとされる藤原宗忠から受領したという明証はなく、その入手経路は明らかではない。

【関連史料】

『殿暦』永久元年正月二十四日条・『類聚三代格』巻八・寛平二年(八九〇)九月十五日太政官符

【参考文献】

彌永貞三「朝野群載」(『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八八、初出一九七一)、北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」(『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五)、木本好信「解題『朝野群載』と三善為康」(木本好信・大島幸雄・菅原邦彦編『朝野群載総索引』国書刊行会、一九八二)、佐々木宗雄「十一世紀の受領と中央政府」(『日本王朝国家論』名著出版、一九九四、初出一九八七)、福島正樹「家産制的勘会の成立と展開」(『史学雑誌』一〇一―二、一九九二)、玉井力「十・十一世紀の日本」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一九九五)、五味文彦「文士と諸道の世界」(『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三)

(古田 一史)

◎奥書

〈本云〉¹⁾

一校了(花押)²⁾

【校訂註】

- (1) 本云：なし(東)、以下の本奥書なし(紅・伴・大)
- (2) (花押)：「判」(底・葉)。東により改む。

【書き下し】

〈本云ふ〉

一校了 (花押)⁽¹⁾

- (1) (花押) 東山本奥書は花押を模写しており、金沢実時の花押であるとされている。後陽成天皇が所持した東山本の親本にあった花押模写を模写したものであると考えられている。また、東山本は巻末に「明暦」印を持つ。

【参考文献】

高田義人『朝野群載』写本系統についての試論『書陵部紀要』五四、二〇〇三

(古田 一史)